

農地法第3条第1項の規定による許可申請添付書類

(農地所有適格法人の場合、その他申請内容によって必要書類が異なります)

R6.12.2
蓮田市農業委員会

【共通事項】

公的機関が発行する書類は、公布日から3か月以内のもの(※)

番号	書 類 名 称	必要部数	交付場所	備 考
1	許 可 申 請 書	3 通	農 業 委 員 会	申請書に該当事項を正確に記入(本人確認書類の添付又は押印)
2※	住 民 票	1人につき1通	市 民 課	譲受人、譲渡人の両方(譲受人が外国籍である場合、在留カード又は特別永住者証明書の写し)
3※	土地全部事項証明書 (土地登記簿謄本)	1筆につき1通	法 務 局	1筆につき1通(インターネットによるものは不可) (所有者の住所が土地全部事項証明書に記載されている住所と異なる場合は、住所のつながりが確認できる書類を添付)
4	誓 約 書	1 通	農 業 委 員 会	一定の様式があります。
5※	公 図	1 通	法 務 局	申請地を赤で囲むこと。(インターネットによるものは不可)
6	案 内 図	1 通		申請地を中心とする附近の道路、河川、公共施設などを記入する。 (地図アプリケーションや市販の地図等可)
7	委 任 状	1 通		申請当事者以外の者が申請するとき。(任意の様式可、要押印)
8	営 農 計 画 書	1 通	農 業 委 員 会	一定の様式があります。
9	譲受人以外の者の抵当権登記、所有権移転仮登記などがあるときは、抹消登記するか権利者の承諾書(一定の様式があります。)及び印鑑証明書を添付すること。			
10	そ の 他 書 類			参考となるべき書類:耕作証明書(譲受人が蓮田市以外に農地を所有又は借りている場合)、通作経路図(譲受人が市外在住者の場合)等

【注意事項】

1. 申請は、毎月1日(土、日、祝日の場合は翌開庁日)までとし、その月に開催する農業委員会で審議します。なお、郵送での受付はできません。
2. 新堀土地改良区内のときは、該当土地改良区事務所へ耕作権移転届を提出してください。
3. 書類作成を他人から依頼されたとき、別段の定めがある場合のほか行政書士会員である行政書士以外の者が報酬を得て書類の作成、申請等を行うことは行政書士法の規定により禁止されております。
4. 許可、不許可の指令書は原則として申請当事者に交付いたしますので、連絡先をお知らせください。
5. 申請について不明な点がありましたら、農業委員会事務局にお尋ねください。
6. 農地所有適格法人による申請、その他申請内容によって必要書類が異なります。事前に農業委員会事務局へご相談をお願いいたします。

蓮田市農業委員会事務局
電話 048-768-3111 内線234